

平成30年9月7日

お客さま各位

磐田信用金庫

## 「総合口座取引規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、このたび「総合口座取引規定」を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引をいただいているお客さまに対しても適用させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

「総合口座取引規定」の改定内容（下線部分が改定箇所）

改定前	改定後
<p>6.（当座貸越）</p> <p>(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(2) (1) による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（<u>1,000円未満は切捨てます。</u>）または<u>200万円</u>のうちいずれか少ない金額とします。</p>	<p>6.（当座貸越）</p> <p>(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(2) (1) による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%または<u>300万円</u>のうちいずれか少ない金額とします。</p>
<p>7.（貸越金の担保）</p> <p>(1) この取引の定期預金には、(2)の順序に従い、その合計額について<u>223万円</u>を限度に、貸越金の担保として質権を設定します。</p>	<p>7.（貸越金の担保）</p> <p>(1) この取引の定期預金には、(2)の順序に従い、その合計額について<u>334万円</u>を限度に、貸越金の担保として質権を設定します。</p>

### 2. 改定日

平成30年9月10日（月）

以上